

介護保険料を納めましょう

保険料の決まり方

介護保険料Q&A

保険料を納めないでいると

65歳以上のみなさんへ

介護保険料のお知らせです

あなたの介護保険料を確認しておきましょう

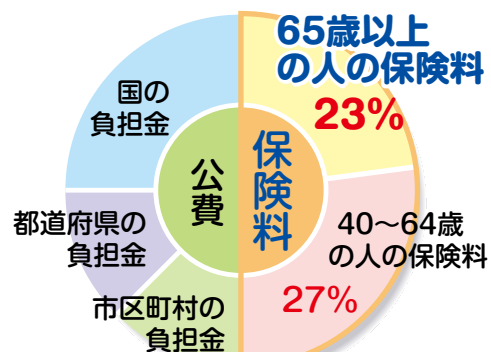


益田市 高齢者福祉課
☎0856-31-0682

介護保険は、国や都道府県、市区町村が負担する「公費」と、みなさんが納める「介護保険料」を財源として運営されています。

介護が必要になったとき、安心してサービスを利用できるように、保険料は必ず納めましょう。

介護保険の財源



サービスの利用者負担
(原則として費用の1～3割)

65歳以上の人の介護保険料

1 益田市で介護保険のサービスにかかる費用などから算出された「基準額」を決めます。

2 「基準額」をもとに、65歳以上の人の所得に応じて段階的に保険料が決められます(くわしくは中面をご覧ください)。

基準額とは

基準額とは、各所得段階において保険料額を決める基準となる額のことで、介護保険料は、所得の低い人などの負担が大きくなりすぎないように、本人と世帯の課税状況や所得段階に応じて、段階的に調整されています。

保険料の基準額の決まり方

高齢者の増加にともない、介護保険のサービスにかかる費用も年々増える傾向にあります。介護保険のサービスを安定的に提供していくには、負担割合のバランスをとることが必要になります。ご理解とご協力をお願いします。

$$\text{基準額(年額)} = \text{益田市で介護保険給付にかかる費用} \times \text{65歳以上の人の負担分(23\%)} \div \text{益田市の65歳以上の人数}$$

※保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。



Q 介護保険のサービスを利用していても、保険料を納めるのですか？

A

介護保険は支え合いの制度です。介護保険のサービスを利用している、していないにかかわらず、原則として40歳以上の人は全員保険料を納めなければなりません。



Q 保険料の納め方を自分で選びたいのですが？

A

介護保険料の納め方は、年金の受給額によって法律で決められています。納め方を個人で選択することはできないため、市区町村からの通知にしたがって決められた方法で納付をお願いします。



災害など特別な事情もないのに保険料を納めないでいると、次のような措置がとられます。保険料は納め忘れのないようにしましょう。

1年以上滞納すると

利用したサービス費用を、いったん全額自己負担しなければなりません。その後、申請により保険給付分が支払われます。

1年6か月以上滞納すると

サービス費用にかかる保険給付の一部または全部が一時的に差し止められます。

2年以上滞納すると

未納の期間に応じて、利用者負担が引き上げられたり、高額介護サービス費が受けられなくなります。

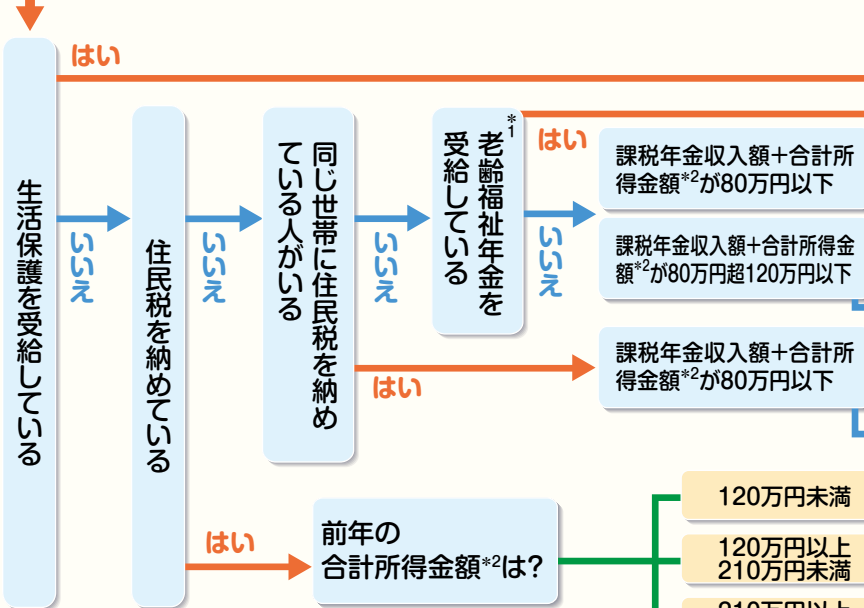
リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。



禁無断転載©東京法規出版
M15

あなたの保険料を確認しましょう

スタート 益田市の65歳以上の人 (第1号被保険者)の介護保険料



***1 老齢福祉年金とは？**
明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。

***2 合計所得金額とは？**
収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。第1～5段階については、「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

介護保険は介護を必要とする人と、その家族を社会全体で支えていこうという制度です。みなさんの介護保険料は、この制度を支える大切な財源です。ご理解とご協力をお願いいたします。

新しい介護保険料段階			割合	年額保険料
第1段階	住民税非課税世帯	●生活保護の受給者 ●老齢福祉年金受給者 ●課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の人	基準額×0.25	18,000円
第2段階		●課税年金収入額+合計所得金額が80万円超120万円以下の人	基準額×0.45	32,400円
第3段階		●課税年金収入額+合計所得金額が120万円超の人	基準額×0.7	50,400円
第4段階	住民税課税世帯	●課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の人	基準額×0.87	62,600円
第5段階		●第4段階以外の人(基準額)	基準額	72,000円
第6段階	本人が住民税課税	●合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.22	87,800円
第7段階		●合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.35	97,200円
第8段階		●合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.5	108,000円
第9段階		●合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額×1.75	126,000円
第10段階		●合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額×1.9	136,800円
第11段階		●合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額×2.1	151,200円
第12段階		●合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額×2.3	165,600円
第13段階		●合計所得金額が720万円以上の人	基準額×2.5	180,000円

※保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。

保険料の納め方

保険料の納め方は、みなさんが受給している年金の額などによって2種類に分けられます。年金額が年額18万円以上の人は年金から納め、18万円未満の人は納付書などで納めます。

年金から差し引かれる場合(特別徴収)

年金が年額18万円(月額1万5,000円)以上の人

年金(老齢(退職)年金、障害年金、遺族年金)の定期支払いの際、受給額から保険料があらかじめ差し引かれます。

※老齢福祉年金、寡婦年金などについては、年金からの差し引きの対象となりません。

●前年度から継続して特別徴収で保険料を納めている人は、4・6・8月は仮に算定された保険料を納め、10・12・2月は、決定した本年度の保険料額からすでに納めている仮徴収分を除いた額を納めます。

仮徴収			本徴収		
4月 (第1期)	6月 (第2期)	8月 (第3期)	10月 (第4期)	12月 (第5期)	2月 (第6期)



年金が年額18万円以上でも納付書で納めることがあります

次の場合などは、特別徴収に切り替わるまで、一時的に納付書で納めます。

- 年度途中で65歳(第1号被保険者)になった場合
- 他の市区町村から転入した場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合

など

納付書や口座振替で納める場合(普通徴収)

年金が年額18万円(月額1万5,000円)未満の人

益田市から送付されてくる納付書や口座振替で、期日までに金融機関などを通じて保険料を納めます。

保険料納付は口座振替が便利です

- 保険料の納付書
- 預(貯)金通帳
- 印かん(通帳届け出印)

これらを持って益田市指定の金融機関で手続きしてください

※申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより自動引き落としされなかった場合などには、納付書で納めることになります。

